

2024年度 町田市立町田第六小学校

学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、以下の6点を念頭に対応し、解決に導いていく。

- ・ 軽微ないじめも見逃さない。
- ・ 教員一人で抱えこまず、学校組織全体で一丸となって取り組む。
- ・ 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す。
- ・ 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする。
- ・ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。
- ・ 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。（地域、関係機関との日常からの連携）

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」 「いじめ総合対策【第2次】」の活用
- ② 「町六人権週間」の設定
- ③ 「心のアンケート」実施（毎月）とその活用
- ④ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

特別の教科 道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせて自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ①道徳授業地区公開講座の充実（5月）
- ②特別の教科 道徳における計画的・継続的な指導によって、児童の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力と道徳的実践力の育成を図るための道徳教育全体計画を作成する。
- ③スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化（5年生の全員面接等）

(3) 「いじめ・人権に関する授業」の年間6回以上実施

児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、すべての学級で「いじめ・人権に関する授業」を年間6回以上実施する。ふれあい月間には、全学級で必ず授業を実施する。

(4) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ①自然体験（低学年）
- ②正月遊び（1年生）
- ③大根栽培・販売活動（3年生）
- ④やまばと学級との交流及び共同学習（全学年 通年）
- ⑤車椅子体験（1～4年生 後期）
- ⑥小中学校交流行事「オープンスクール」（6年生 10月）
- ⑦「縦割り班活動（なかよしタイム）」「町六まつり」（全学年 異学年交流）

(5) 家庭や地域と連携した未然防止の取組

- ①保護者会等でいじめの指導や相談体制について説明する。
- ②学校のすべての教職員が自校の「いじめ防止基本方針」を説明できるように、校内研修等を充実させる。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。教職員は、子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」P94教職員向けチェックリストの活用
- ③生活指導夕会における気になる児童の様子・指導の現状についての共有、生活指導全体会での情報共有
- ④保護者・地域の声

(2) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

児童・生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談窓口の紹介
- ③担任やスクールカウンセラーとの三者面談、二者面談の充実

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ①年3回の校内研修（4月、6月、11月）の実施
（うち1回は重大事態に関する対応について）
- ②「学校いじめ対応チーム」の月1回の実施

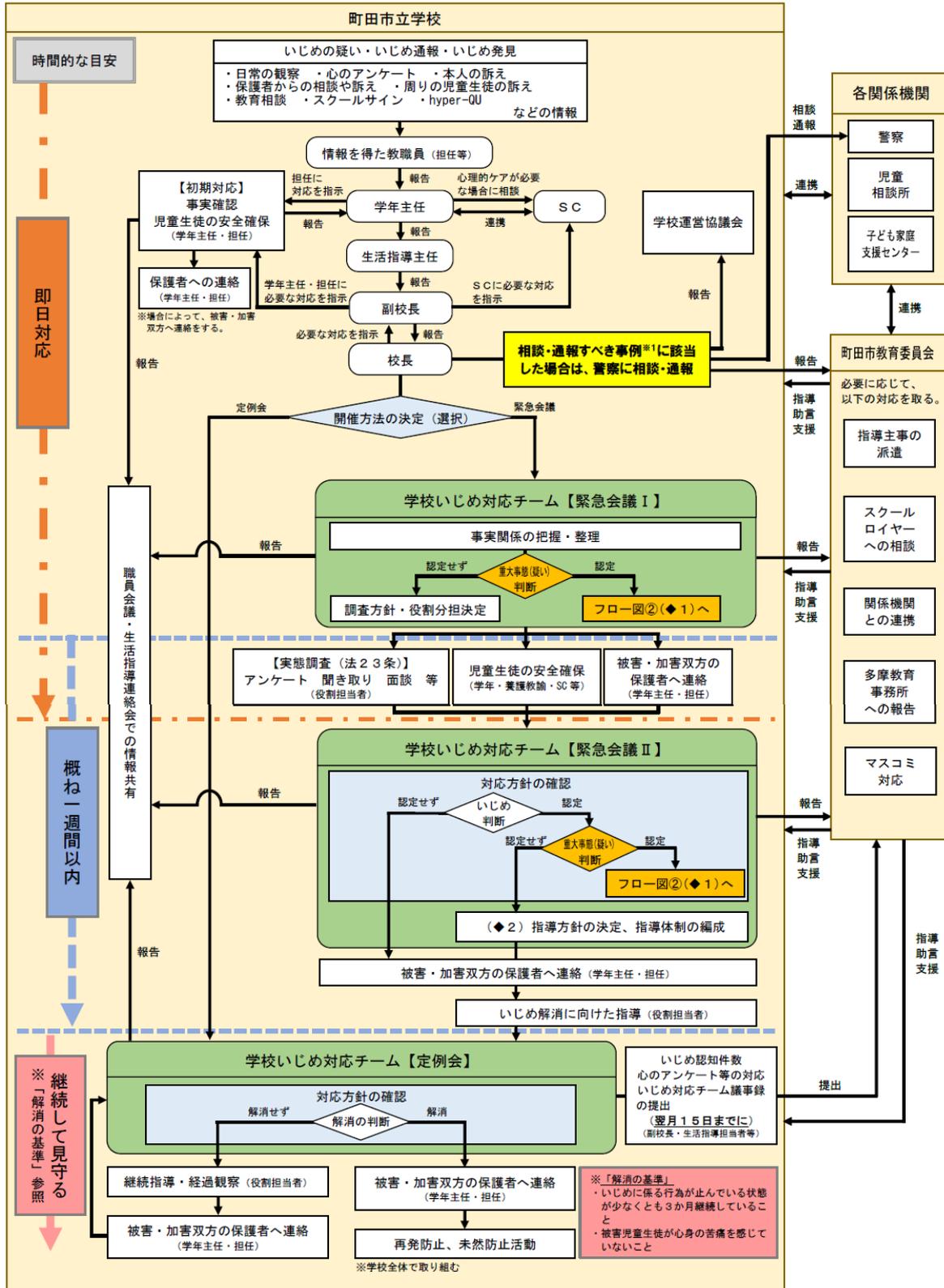
3 いじめから「守る」（早期対応）

学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

- (1) 学校いじめ対応チームの臨時招集と具体的な対応策の決定
- (2) いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) いじめを行った児童・生徒の指導
- (4) 関係機関との連携
学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係機関と連携する。
 - ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
 - ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
 - ③保護司、民生・児童委員
 - ④町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
 - ⑤学校サポートチーム
 - ⑥校内委員会
 - ⑦学校運営協議会

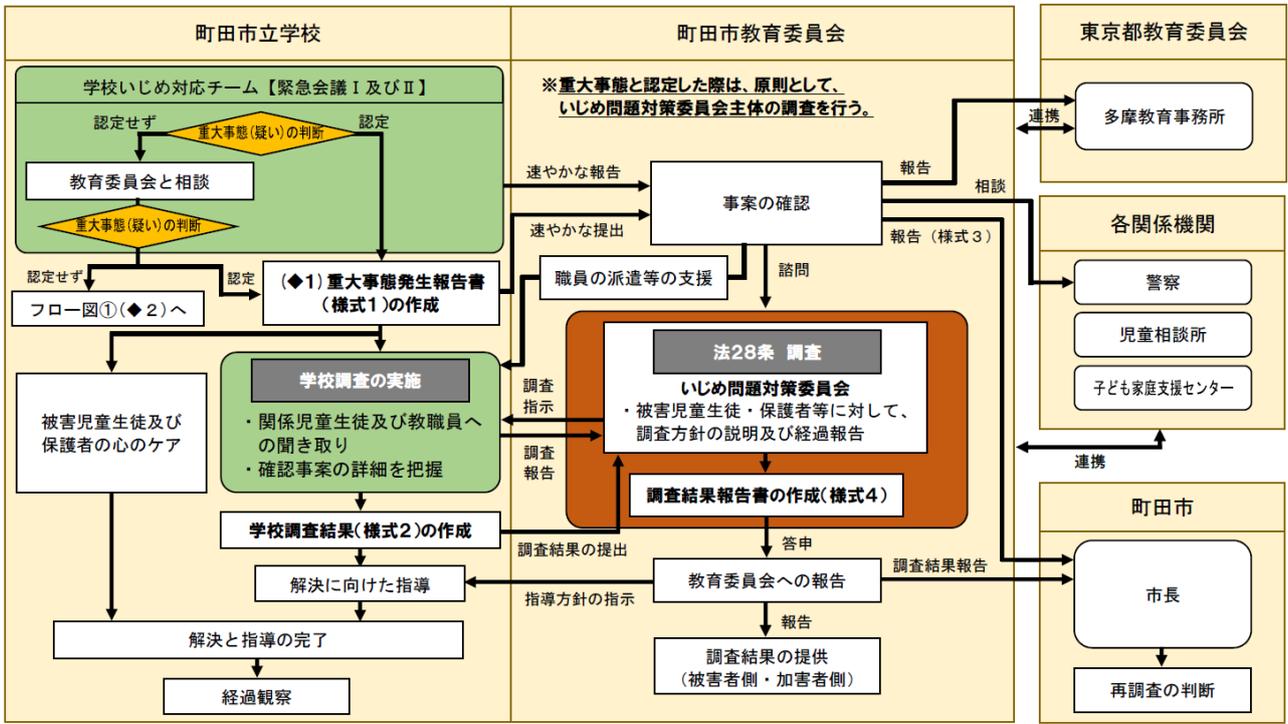
Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

<p>悪行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボン脱がす。</p> <p>悪害 感情を抑え切れず、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。</p> <p>強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p> <p>恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p> <p>窃盗 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。</p> <p>器物損壊等 自転車等を壊す。制服をカッターで切り裂く。</p> <p>強要 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</p> <p>脅迫 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>自殺関与 同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)</p> <p>名誉棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。</p> <p>児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。</p> <p>私的性的画像記録提供(リベンジポルノ) 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>
---	--

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（できるだけ早期に行う）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子供への指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 町田第六小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	薄井 智美	副校長	島田 淳子
生活指導主任	大谷 政輝	主幹教諭	池野 謙一郎 飯田 和樹
養護教諭	福本 美貴子	教育相談担当	福本 美貴子
スクール・カウンセラー	清水 尚子	学年主任	該当学年主任
担任	該当学年担任		

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	全職員へ、町田市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針についての概要説明。保護者通知についての説明。
6月	「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」への実際について（いじめ総合対策（第2次）や動画の活用）
11月	教員研修プログラム（いじめ総合対策（第2次））や実際の案件を基にしたケーススタディ

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	5月	道徳	はしのうえのおおかみ
	10月	道徳	ダメ
	2月	道徳	二わのことり
2年	5月	道徳	森のともだち
	11月	道徳	ありがとう、りょうたさん
	2月	道徳	かくしたボール
3年	5月	道徳	いいち、にいっ、いいち、にいっ
	11月	道徳	たまちゃん大すぎ
	1月	道徳	なかよしだから
4年	5月	道徳	いっしょになって、わらっちゃだめだ
	11月	道徳	ぼくらだってオーケストラ
	2月	道徳	大きな絵はがき
5年	5月	道徳	駅前広場はだれのもの
	11月	道徳	心のレシーブ
	2月	道徳	最後のおくり物
6年	5月	道徳	ばかじゃん！
	12月	道徳	銀のしょく台
	2月	道徳	言葉のおくりもの